

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年1月31日(2008.1.31)

【公表番号】特表2007-513439(P2007-513439A)

【公表日】平成19年5月24日(2007.5.24)

【年通号数】公開・登録公報2007-019

【出願番号】特願2006-543979(P2006-543979)

【国際特許分類】

**G 06 F 17/30 (2006.01)**

【F I】

G 06 F 17/30 3 4 0 Z

G 06 F 17/30 1 1 0 F

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月7日(2007.12.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

サーバーとユーザコンピュータとがネットワークを介して接続された処理システムで実行される方法であって、

前記サーバーが、前記ネットワークを介して1組の概念的に関係した情報を複数の前記ユーザコンピュータへ提示するステップと、

2以上の前記ユーザコンピュータの各々から、前記概念的に関係した情報の提示に関する1以上の応答を受信するステップと、

2以上の前記ユーザコンピュータからの前記応答を関連付けるステップと、

前記関連付けられた応答に基づいて前記概念的に関係した情報の提示を変更するステップと、を備えた方法。

【請求項2】

前記1組の概念的に関係した情報は、提示を変更する1以上の個別に編成された集合ページを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記1以上の応答は、前記1組の概念的に関係した情報の選択部分及び非選択部分を含む、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記関係付けられた応答に基づいて前記概念的に関係した情報の提示を変更する前記ステップは、1以上の前記集合ページを再編成することを含む、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

2人以上のユーザの各々から受信した前記応答が、各ユーザのサーチエンジンアクティビティ情報である、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記概念的に関係した情報の提示を変更する前記ステップは、特定の情報をそれに対応するユーザ問合せに関連付けることを含む、請求項5に記載の方法。

【請求項7】

前記サーチエンジンアクティビティ情報が、ユーザサーチエンジン・セッションの全ての情報を含む、請求項5に記載の方法。

**【請求項 8】**

前記ユーザサーチエンジン・セッションは、合理的な制限時間又はサーチエンジンアクティビティにおける干渉行動の限界によって定義される、請求項 7 に記載の方法。

**【請求項 9】**

2人以上のユーザの各々から受け取られる前記応答は、問合せ対選択候補(ピック)情報、選択候補対問合せ情報、選択候補対選択候補情報、問合せ対問合せ情報、及びその組合せより成るサーチエンジンアクティビティ情報のグループから選択される、請求項 5 に記載の方法。

**【請求項 10】**

前記1組の概念的に関係した情報はサーチ結果を含む、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 11】**

前記関係付けられた応答に基づいて前記概念的に関係した情報の提示を変更する前記ステップは、前記サーチ結果を前記関連付けに基づいて再び並び換えることを含む、請求項 10 に記載の方法。

**【請求項 12】**

前記関係付けられた応答に基づいて前記概念的に関係した情報の提示を変更する前記ステップは、前記関係付けられた応答に基づき、前記1組の概念的に関係したサーチエンジンと関連する第2の概念的に関係したサーチエンジンアクティビティを提示することを含む、請求項 9 に記載の方法。

**【請求項 13】**

前記応答を関連付けるステップは、問合せ対選択候補(ピック)の関連情報、選択候補対問合せの関連情報、選択候補対選択候補の関連情報、問合せ対問合せの関連情報、及びその組合せより成るグループから選択されることを含む、請求項 12 に記載の方法。

**【請求項 14】**

少なくとも1人のユーザに対して前記概念的に関係した情報の提示の変更を提示する、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 15】**

前記1組の概念的に関係した情報の特定の特質は、前記1組の概念的に関係した情報が複数の意味を有することであり、そして前記概念的に関係した情報の提示を変更する前記ステップは、前記複数の意味の特定の1つに基づいている、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 16】**

前記1組の概念的に関係した情報はサーチ問合せに関係し、そして前記問合せの特定の特徴は、前記問合せが想定される意図された問合せの誤ったスペリングであることであって、そして前記変更はその想定される意図された問合せに基づいている、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 17】**

前記1組の概念的に関係した情報はサーチ問合せに関係し、そして前記問合せの特定の特徴は、前記問合せが多数の表示を有することであって、そして前記変更は複数の表示の特定の1つに基づいている、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 18】**

前記1組の概念的に関係した情報はサーチ問合せに関係し、そして前記問合せの特定の特徴は、前記問合せがより関連性の高い部分及びより関連性の低い部分を含むことであって、そして前記変更はより関連性の高い部分に基づいている、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 19】**

前記1組の概念的に関係した情報は、前記複数のユーザの各々から受け取った問合せに関している、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 20】**

前記応答を関係付ける前記ステップは、前記1組の概念的に関係した情報に関係するユーザ問合せを、サーチセッション中のユーザ選択候補(ピック)又はその後のユーザ問合せに関連付けることを含む、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 2 1】**

1組の概念的に関係した情報を複数のクライアント・デジタル処理システム(ＤＰＳ)へ通信し、

2人以上のユーザの各々から、前記概念的に関係した情報の提示に関する1以上のユーザ応答を受信し、

2人以上のユーザからの前記応答を関連付け、そして

前記関連付けた応答に基づいて前記概念的に関係した情報の提示を変更する、  
サーバー・デジタル処理システム(ＤＰＳ)と、

前記概念的に関係した情報を複数のユーザに提示すると共に、そのユーザ応答を前記サーバー・DPSに通信する、1以上のクライアントDPSと、  
を備えたシステム。

**【請求項 2 2】**

前記1組の概念的に関係した情報は、提示を変更する1以上の個別に編成された集合ページを含む、請求項2 1に記載のシステム。

**【請求項 2 3】**

前記1以上の応答は、前記1組の概念的に関係した情報の選択部分及び非選択部分を含む、請求項2 2に記載のシステム。

**【請求項 2 4】**

前記関連付けた応答に基づいて前記概念的に関係した情報の提示を変更することは、1以上の前記集合ページを再編成することを含む、請求項2 3に記載のシステム。

**【請求項 2 5】**

2人以上のユーザの各々から受信された前記応答は、各ユーザのサーチエンジンアクティビティ情報である、請求項2 1に記載のシステム。

**【請求項 2 6】**

前記概念的に関係した情報の提示を変更することは、特定の情報をそれに対応するユーザ問合せに関連付けることを含む、請求項2 5に記載のシステム。

**【請求項 2 7】**

前記サーチアクティビティ情報は、ユーザサーチエンジン・セッションの全ての情報を含む、請求項2 5に記載のシステム。

**【請求項 2 8】**

2人以上のユーザの各々から受け取られる前記応答は、問合せ対選択候補(ピック)情報、選択候補対問合せ情報、選択候補対選択候補情報、問合せ対問合せ情報、及びその組合せより成るサーチエンジンアクティビティ情報のグループから選択される、請求項2 5に記載のシステム。

**【請求項 2 9】**

前記サーチエンジンセッションは、合理的な制限時間又はサーチエンジンアクティビティにおける干渉行動の限界により定義される、請求項2 1に記載のシステム。

**【請求項 3 0】**

前記1組の概念的に関係した情報はサーチ結果を含む、請求項2 1に記載のシステム。

**【請求項 3 1】**

前記関係付けられた応答に基づいて前記概念的に関係した情報の提示を変更することは、前記サーチ結果を前記関連付けに基づいて再び並び換えることを含む、請求項3 0に記載のシステム。

**【請求項 3 2】**

前記関係付けられた応答に基づいて前記概念的に関係した情報の提示を変更することは、前記関係付けられた応答に基づき、前記1組の概念的に関係したサーチエンジンと関係する第2の概念的に関係したサーチエンジンアクティビティを提示することを含む、請求項2 1に記載のシステム。

**【請求項 3 3】**

応答を関係付けることは、問合せ対選択候補(ピック)の関連情報、選択候補対問合せの

関連情報、選択候補対選択候補の関連情報、問合せ対問合せの関連情報、及びその組合せより成るグループから選択されることを含む、請求項32に記載のシステム。

【請求項34】

少なくとも1人のユーザに対して前記概念的に関係した情報の提示の変更を提示することを更に含む、請求項21に記載のシステム。

【請求項35】

前記1組の概念的に関係した情報の特定の特質は、前記1組の概念的に関係した情報が複数の意味を有することであり、そして前記概念的に関係した情報の提示を変更することは、前記複数の意味の特定の1つに基づいている、請求項21に記載のシステム。

【請求項36】

前記1組の概念的に関係した情報はサーチ問合せに関係し、そして前記問合せの特定の特徴は、その問合せが想定される意図された問合せの誤ったスペリングであることであって、そして前記変更はその想定される意図された問合せに基づいている、請求項21に記載のシステム。

【請求項37】

前記1組の概念的に関係した情報はサーチ問合せに関係し、そして前記問合せの特定の特徴は、その問合せが複数の表示を有することであって、そして前記変更は複数の表示の特定の1つに基づいている、請求項21に記載のシステム。

【請求項38】

前記1組の概念的に関係した情報はサーチ問合せに関係し、そして前記問合せの特定の特徴は、その問合せがより関連性の高い部分及びより関連性の低い部分を含むことであって、そして前記変更はより関連性の高い部分に基づいている、請求項21に記載のシステム。

【請求項39】

前記1組の概念的に関係した情報は、前記複数のユーザの各々から受け取った問合せに関する、請求項21に記載のシステム。

【請求項40】

前記応答を関係付けることは、前記1組の概念的に関係した情報に関するユーザ問合せを、サーチセッション中のユーザ選択候補(ピック)又はその後のユーザ問合せに関連付けることを含む、請求項21に記載のシステム。

【請求項41】

プロセッサにより実行されるマシン読み取り可能な記録媒体であって、

前記プロセッサに、

1組の概念的に関係した情報を複数のユーザへ提示し、

2人以上のユーザの各々から、前記概念的に関係した情報の提示に関する1以上の応答を受信し、

2人以上のユーザからの前記応答を関連付け、

前記関連付けられた応答に基づいて前記概念的に関係した情報の提示を変更する、前記各処理を実行させるための命令を記録したマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項42】

前記1組の概念的に関係した情報は、提示を変更する1以上の個別に編成された集合ページを含む、請求項41に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項43】

前記1以上の応答は、前記1組の概念的に関係した情報の選択部分及び非選択部分を含む、請求項42に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項44】

前記関係付けられた応答に基づいて前記概念的に関係した情報の提示を変更することが、1以上の前記集合ページを再編成することを含む、請求項43に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項45】

2人以上のユーザの各々から受信した前記応答が、各ユーザのサーチエンジンアクティビティ情報である、請求項41に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項46】

前記概念的に関係した情報の提示を変更することが、特定の情報をそれに対応するユーザ問合せに関連付けることを含む、請求項45に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項47】

前記サーチアクティビティ情報が、ユーザサーチエンジン・セッションの全ての情報を含む、請求項45に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項48】

2人以上のユーザの各々から受け取られる前記応答は、問合せ対選択候補(ピック)情報、選択候補対問合せ情報、選択候補対選択候補情報、問合せ対問合せ情報、及びその組合せより成るサーチエンジンアクティビティ情報のグループから選択される、請求項45に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項49】

前記サーチエンジンセッションは、合理的な制限時間、又はサーチエンジンアクティビティにおける干渉行動の限界により定義される、請求項48に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項50】

2人以上のユーザの各々から受け取られる前記応答は、問合せ対選択候補(ピック)情報、選択候補対問合せ情報、選択候補対選択候補情報、問合せ対問合せ情報、及びその組合せより成るサーチエンジンアクティビティ情報のグループから選択される、請求項46に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項51】

前記1組の概念的に関係した情報はサーチ結果を含む、請求項41に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項52】

前記関係付けられた応答に基づいて前記概念的に関係した情報の提示を変更することは、前記サーチ結果を前記相関に基づいて再び並び換えることを含む、請求項51に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項53】

前記関係付けられた応答に基づいて前記概念的に関係した情報の提示を変更することは、前記関係付けられた応答に基づき、前記1組の概念的に関係したサーチエンジンと関係する第2の概念的に関係したサーチエンジンアクティビティを提示することを含む、請求項51に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項54】

応答を関係付けることは、問合せ対選択候補(ピック)の関連情報、選択候補対問合せの関連情報、選択候補対選択候補の関連情報、問合せ対問合せの関連情報、及びその組合せより成るグループから選択することを含む、請求項53に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項55】

少なくとも1人のユーザに対して前記概念的に関係した情報の提示の変更を提示することを更に含む、請求項41に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項56】

前記1組の概念的に関係した情報の特定の特質は、前記1組の概念的に関係した情報が複数の意味を有することであり、そして前記概念的に関係した情報の提示を変更することは、前記複数の意味の特定の1つに基づいている、請求項41に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項57】

前記1組の概念的に関係した情報はサーチ問合せに関係し、そして前記問合せの特定の特徴は、その問合せが想定される意図された問合せの誤ったスペリングであることであつ

て、前記変更はその想定される意図された問合せに基づいている、請求項41に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項58】

前記1組の概念的に関係した情報はサーチ問合せに関係し、そして前記問合せの特定の特徴は、その問合せが複数の表示を有することであって、そして前記変更は複数の表示の特定の1つに基づいている、請求項41に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項59】

前記1組の概念的に関係した情報はサーチ問合せに関係し、そして前記問合せの特定の特徴は、その問合せがより関連性の高い部分及びより関連性の低い部分を含むことであって、前記変更はより関連性の高い部分に基づいている、請求項41に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項60】

前記1組の概念的に関係した情報は、前記複数のユーザの各々から受け取った問合せに関する、請求項41に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。

【請求項61】

応答を関係付けることは、前記1組の概念的に関係した情報に関係するユーザ問合せを、サーチセッション中のユーザ選択候補(ピック)又はその後のユーザ問合せに関連付けることを含む、請求項41に記載のマシン読み取り可能な記録媒体。